

日系企業向け 2025 年秋季税制アップデートセミナーの概要

September 2025

In brief

PwCドイツでは、2025年9月3日に日系企業向け 2025 年秋季税制アップデートセミナーを実施しました。セミナーでは、在独日系企業にとって重要と考えられる、ドイツの新政権による税制改正の内容や税務判例の内容について解説を行いました。

本 Newsletter ではセミナーの内容の要点をご紹介します。

In detail

1. ビジネス拠点としてのドイツを強化するための税制投資緊急プログラムに係る法律(税制改正)

本法案には、税務関連の項目として以下の 6 つの内容が含まれています。

- (1) 定率法による減価償却
2025年6月30日以降、2028年1月1日までの期間に取得あるいは製造された動産固定資産に対して、一定の範囲内で帳簿価額の30%を償却率とする定率法による減価償却が認められます。
- (2) 2028年以降の法人税率の段階的な引き下げ
法人税率(連邦税率)が2028年以降、毎年1%ずつ減少し、この段階的な税率の引き下げを経て、2032年には10%に到達する予定です。
- (3) 2028年以降の留保税率の段階的な引き下げ
法人税率の段階的引き下げに合わせて、2028年から2032年にかけて留保税率も3段階に分けて引き下げられます。2025年現在の28.25%から2028、2029年は27%、2030年、2031年度は26%、2032年度には25%まで引き下げられる予定です。
- (4) 電気自動車に対する算術的減価償却の導入
2025年6月30日以降、2028年1月1日までの期間に取得した一定の電気自動車に対して、算術的減価償却が導入されます。償却率は取得年度には75%となります。
- (5) 電気自動車の社用車課税の限度額の引き上げ
2025年6月30日以降、2028年1月1日までの期間に取得された一定の電気自動車に対して、電気自動車に対する課税の優遇措置が適用できる販売価格の上限が7万ユーロから10万ユーロにまで引き上げられました。
- (6) 研究開発税額控除の拡大

研究開発税額控除の範囲の拡大、手続きの簡略化と大きく分けて2つの点が改正されます。1点目について、まず、税額控除の対象となる費用に、当該事業年度に発生した共通経費等の20%が定額経費として追加されます。また、税額控除のベースの上限が年間1,000万ユーロから1,200万ユーロまで引き上げられます。

2. エネルギー税法および電力税法の一部を改正する法律の第三次改正案

改正草案によれば、製造業および農林業に該当する60万社を超える企業に対し、電力税の軽減措置がEUの最低税率まで引き下げられる予定です。背景として、電力税およびエネルギー税法のEU法との一致、電気発電に対する規制の合理化が目的とされています。エネルギー税においては、EU法で定められた「発電に使用される全てのエネルギー製品を免税する」という原則が今後、主軸となっていく方針です。

なお、本改正案は2025年9月3日に内閣で可決されておりますが、施行までの最終的なスケジュールは9月3日時点では明らかになっていません。

3. 最低課税法(MinStG)の改正案

(1) 繰延税金

主な内容として、まずは、同法50条1項により繰延税金は最低課税法帳簿価格を基準に判断されることとなります。これにより、Pillar2計算上の帳簿価額に基づく繰延税金への再計算が必要となる場合が生じる可能性があります。次に、いわゆる繰延税金負債のリキャプチャールールについて、管理上の負担を軽減する選択肢が導入されます。最後に、繰延税金資産の資産化オプションとして、繰延税金資産を計上していない場合でも一定の場合にはPillar2の計算上繰延税金資産を考慮することができるオプションが追加されました。

(2) CdCR セーフハーバー

CbCR セーフハーバーに関しては、セーフハーバーの計算に使用できるデータソースの規定など詳細な内容が盛り込まれています。

その他、所得税法および外国税法の規定についても、Pillar2に関連した改正案が盛り込まれています。

4. 判例 - ドイツ配当源泉税のEU法抵触問題

日本に所在する法人(以下、「親法人」)は、2009年から2011年にかけてドイツに所在するGmbHである100%子会社から配当を受領しました。配当に対しては日独租税条約に基づき、15%の源泉徴収税が課されましたが、日本における国内法の改正により、2009年4月1日以降、親法人は当該源泉徴収税の税額控除が認められなくなりました。親法人は、この取り扱いがEU機能条約の「資本の移動の自由」に違反するとして提訴しましたが、第一審であるデュッセルドルフ財政裁判所は、この主張を退けていました。これを受けて親法人は連邦財政裁判所へ控訴しましたが、控訴審においては判断が保留され、欧州司法裁判所へ付託されました。

5. 判例 - 不動産移転税(RETT)の潜在的二重課税問題

従来の税務当局による法解釈に基づけば、不動産を所有する会社の株式の90%以上が譲渡される法律行為が行われる場合、一定の場合を除き法律行為が締結された「サイニング」時点と、実際に権利が移転した「クロージング」時点の2つの時点において不動産移転税の課税の要件が認められると判断されてきました。この2つの時点における課税を回避するためには、サイニングとクロージングの両方において適時かつ完全な通知を行うことが条件とされています。しかしながら、今回の判例において、連邦財

政裁判所はこの潜在的な二重課税について重大な疑義があるとの見解を示しています。連邦財政裁判所による最終決定はまだ下されていないため、同様の取引の場合、現時点では引き続きサイニングとクロージングの両方において適時かつ完全な通知を行う必要がありますが、連邦財政裁判所の最終的な判断次第では、この「サイニング/クロージング」に関する重要な実務上問題が解決され、事務負担の軽減や二重課税のリスクが解決するものと期待されます。

6. 受取配当に係る営業税上の留意点

ドイツ法人が暦年と異なる事業年度を適用している場合、営業税上の配当免税措置の適用にあたって留意すべき点があります。営業税法 12 条によれば、事業年度が暦年と異なる場合、事業所得は当該事業年度が終了する課税期間に受けたものとみなされるとされています。従って、事業年度中に株式の譲渡あるいは取得がある場合、当該株式に係る配当について、場合によっては営業税上免税対象にならない可能性があります。このように、事業年度が暦年と異なっている場合、配当のタイミング次第では予期せぬ課税が生じる可能性があるため、株式の取得や売却を実施する場合には、この点も考慮したうえで慎重に検討する必要があります。

Let's talk



Prof. Dr. Uwe Hohage
Partner, Japan Business
Network (JBN) & Markets
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
uwe.hohage@pwc.com
+49 (0)160 90139585



Thomas Riedl
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0) 1511 7407710
thomas.riedl@pwc.com



Volker Wetzstein
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)151 161 48501
volker.wetzsteini@pwc.com



Takayuki Fujii
藤井 隆行
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)171 495 5987
takayuki.b.fujii@pwc.com

Japan Business Network (JBN) について

PwCドイツのJapan Business Network (JBN)は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VATなど専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBNのWebsiteはこちらから：[Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから：[Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.